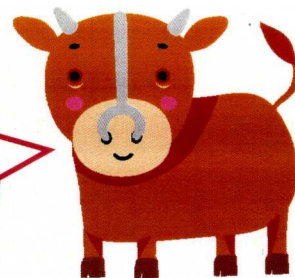


肉用牛肥育生産者  
の皆様へ

契約申込  
が始まり  
ます！



## 新マルキン事業がスタートします。 (肉用牛肥育経営安定特別対策事業)

事業参加者の要件が緩和されました。

- 肉用牛を肥育する生産者であれば、事業への参加が可能です。(配合飼料価格安定基金に係る数量契約を確認させていただきます)

積立金単価、補てん金単価が全国一律となりました。

- 22年度から、地域で異なっていた積立金の単価、補てん金の算定方法を全国一本化しました。

補てん金の交付がない場合、積立金は戻ります。

- 補てん金の交付がない場合、または、交付額が積立額に達しなかった場合、事業終了時に拋出割合に応じた差額が返還されます。

### —事業の概要—

事業内容：四半期ごとの肥育牛1頭当たりの粗収益(全国平均)が平均生産費(全国平均)を下回った場合に、その差額の8割以内を補てんする事業です。

対象品種：肉専用種、交雑種、乳用種の3区分での加入となります。

拋出割合：生産者と国(農畜産業振興機構)が1:3の割合で積立金を拋出します。

事業期間：平成22~24年度(3年間)



事業のご質問等は、お近くの県協会等にお問い合わせください。

社団法人 岐阜県畜産協会 〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1  
TEL 058-273-9205 / FAX058-278-0068